

危険作業開始の届出

1 内 容

危険物施設における危険作業（修理、分解、清掃等の災害発生のおそれのある作業）で、火気を使用する器具又は火花を発する器具を使用するときに使用します。
なお、仮使用の承認に係る危険作業の場合は、本届出の必要はありません。

【根拠条文 市危則第12条】

2 手続き

- (1) 事前に予防課危険物係で相談します。
- (2) 届出書1部を予防課危険物係に提出し、書類審査を受けます。（控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。）

3 提出時期

届出は作業開始前の3日前までに行ってください。

4 添付資料等

作業の場所、作業の内容及び火災予防上の措置について等、必要に応じた図書

5 その他

溶断作業では、作業条件により予想以上に火花が飛散しますので十分注意してください。

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

危政令→危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則→危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則→新城市危険物規制規則（平成17年規則第178号）